

- 福島復興再生特別措置法に基づき、福島復興再生基本方針に即して、内閣総理大臣が決定する。
- 避難解除等区域の復興・再生を図るため、インフラ、生活環境、産業に係る中長期的取組の方針を示すとともに、国、県、市町村の具体的取組内容を記載する。

福島復興再生特別措置法

(平成24年3月31日公布・施行)

福島復興再生基本方針

(平成24年7月13日閣議決定)

<基本方針に即して作成>

避難解除等区域復興再生計画

(平成25年3月19日内閣総理大臣決定)

《福島県の申出を受けて、内閣総理大臣が決定》

## 第1部 全般的事項

- 計画の意義、対象区域
- 目指すべき復興の姿
  - ・短期、中期、長期
  - ・区域区分に応じた復興の在り方
- 計画の期間（10年間）
- 分野別の取組
 

<インフラ、生活環境、産業再生等>

  - ・取組方針
  - ・講じる施策

(25年度事業等具体的内容を含む)

## 第2部 広域的な地域整備の方向

1. 広域インフラ
  - ・道路 ・海岸
  - ・港湾、漁港
  - ・JR常磐線 等
2. 生活環境の再生
  - ・医療、福祉
  - ・教育 ・住宅 等
3. 産業の創出等
  - ・研究開発拠点整備
  - ・農業水利施設整備 等

## 第3部 市町村ごとの計画 ※

- I 全般的取組
  - ・市町村の現況
  - ・目指すべき復興の姿と取組の方針
- II 各分野の取組
  1. 除染
  2. インフラの整備
  3. 生活環境の整備
  4. 産業の再生

基本方針・グラウンドデザイン

取組内容の具体化

目指す方向性を共有

国、県、市町村の連携体制(3人4脚)で取組の具体化に向けた協議

福島県・各市町村策定の計画

※今回は、今後、インフラ復旧工程表の作成等と併せて策定する大熊町、双葉町を除く10市町村について策定